

第三期東松山市子ども・子育て支援事業計画の代用計画について

1. 計画の概要

市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期」などについて定めるもので、市では、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする東松山市こども計画と一体的に第三期東松山市子ども・子育て支援事業計画（以下「第三期計画」という。）を定めている。

2. 代用計画を策定する理由

改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が令和8年4月1日に施行され、乳児等のための支援給付（「3. 乳児等のための支援給付の概要」参照）が始まる。それに伴って「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）が改正され、次の事項が市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされるため、これらを第三期計画に設定する必要があるが、令和7年9月16日付け国事務連絡において、計画変更の代替措置として代用計画の策定も可能とされたことから、現在、計画期間の第1年度であること、今後、中間見直しによる計画変更を行うことが見込まれることを踏まえて代用計画を策定することとした。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により満三歳以上限定小規模保育事業が創設され子ども・子育て支援事業計画に必要利用定員総数を定める必要があるが、利用定員が零の場合は変更を不要とすることも差し支えないと示されていることから、乳児等通園支援事業のみ代用計画を策定する。

- 乳児等通園支援（こども誰でも通園制度の子ども・子育て支援法上の事業名）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

3. 乳児等通園支援事業の概要

保護者の就労状況にかかわらず保育所等に通っていない0歳6か月から満3

歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用することができる乳児等通園支援が新たな給付として全国の自治体において実施される。

4. 代用計画の内容について

代用計画においては、次の事項を定めている。

● 令和8年度から令和11年度までの各年度に係る乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

※東松山市こども計画（第三期計画を一体的に策定）にその時点で算定した数値等を設定しているが、今般、基本指針が改正されたこと等から改めて見直しを行う。

● 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（新規）

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

(別添)

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	528		520		511		505		499	
	1歳児	505		497		489		483		477	
	2歳児	593		584		574		567		560	
	合計	1,626		1,601		1,574		1,555		1,536	
対象児童数	0歳児	132		122		113		110		107	
	1歳児	256		238		218		212		206	
	2歳児	308		271		249		242		235	
	合計	696		631		580		564		548	
利用率	0歳児	0		0.05		0.06		0.07		0.08	
	1歳児	0		0.1		0.11		0.12		0.13	
	2歳児	0		0.15		0.16		0.17		0.18	
	合計	0		0.3		0.33		0.36		0.39	
(利用者数)	0歳児	0		6.1		6.8		7.7		8.6	
	1歳児	0		23.8		24		25.4		26.8	
	2歳児	0		40.7		39.8		41.1		42.3	
	合計	0		70.6		70.6		74.2		77.7	
必要受入時間数	0歳児	0		61		68		77		86	
	1歳児	0		238		240		254		268	
	2歳児	0		407		398		411		423	
	合計	0		706		706		742		777	
(必要整備員数)	0歳児	0	0	1	1	1	0	1	0	2	1
	1歳児	0	0	2	2	2	0	2	0	2	0
	2歳児	0	0	3	3	3	0	3	0	4	1
	合計	0	0	6	6	6	0	6	0	8	2

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

東松山市

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

○ 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報共有ができる体制を整備する。

※本参考様式は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」（令和6年12月17日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）の別添でお示しした、量の見込み及び確保方策に関する代用計画の様式と統合して活用いただくことも可能です。